

宮崎事務官殿

第二第一三九號

昭和二十五年三月二日



海外
護地上
保省
官保安
務安政
務總務
務次司
務次長
務部長
務部長

引揚援護課長
第二保安司
陸務部
陸務部
陸務部長

洋島丸の遭難に今後の処理について（通知）

首題の件について、前紙の通り連合艦隊司令部及び樺太本道司令部に裁
告書を出したから、知りたし。

（前紙和英兩文添）
（英文略）

SID. No. 99

昭和二十三年二月二十八日

引揚接護艦便局
第二便局同務處理部長

Assistant Chief of Staff, G-2, GHO, Scap.
Commander, Naval Forces, Far East.
宛

Subject: 浮島丸の遭難及び今後の處理に關する報告

Ref : 2 Feb. 1950 GFTF/S94 Serial: 600

Subj: UKISHIMA MARU: authorization for salvage of.

應連文書の approve に基き浮島丸の salvage を進められるに伴ひ同船の
遭難事件及遭難者の人事取扱が問題化するものと豫察（既に舞鶴に於
ては若干の「トラブル」が発生中の由）されるに付ては當時の經緯に於
今後の處理方針等に關し詳細の通報を提出致したい。

寫送付先

海外
上務省
保安廳
次長

(終)

(別紙)

一、経緯

浮島丸に便乗した朝鮮人の遭難事件に關する
説明資料

(甲) 浮島丸の行動概要

終戦直後大湊御區に在つた舊海軍重砲隊朝鮮人工員多數は連合軍の進駐を便に懇れた爲か歸郷の熱望を訴へて不穩の兆を示した。日本海軍として既に解雇手續を完了した元工員に對し之を歸郷せしめねばならぬと請ふ義務は無かつたけれども事案の平穩な解決を欲したので特に特設運送船浮島丸(四、七三〇GT)に彼等を使來せしめ之を南鮮に搬送する如く準備し、同船は朝鮮人元工員二、八三八名、同氏間人八九七名、計三、七三五名一外に正規の手續を経ずして知人と親人來込とも請ふべき者が二〇〇ノ三〇〇名めつたらしいが使來者名簿に記載されてゐない一を收容し 27. Aug. 1945 朝大湊を出

港した。

然るに「マニラ」に於ては本側代表者に手交された連合軍の Requirement Document No. 1 に依り日本の全船舶は 24 Aug. 1945 以後航行を禁止せられ、航行中の船舶は最寄りの港に入泊すべき旨指令された、洋島丸はこれに基づく中央からの命令により舞鶴湾に入港したのであるが投錨前 (24 Aug. 1945 1715 頃) 舞鶴湾内蛇島の北方に於て連合軍の敷設した機雷に觸れ遂に沈没するに至つた。

(D)

遭難者救助と爾後の伯泊経費、加療等の措置
洋島丸の遭難及其の混雑を知るや舞鶴港務部、同防備隊、同海兵團、平海兵團及其の他舞鶴港下艦船部隊は可動総舟艇を現場に動員して人員救助に當り便乗者の大部 (三、二〇〇名以上) を撈収することゝ成功したが遂に五二名の死者を生ぜしめたことは誠に遺憾であつた。舞鶴鎮守府として 25 Aug. から 2 Sept. に至る迄現場捜索並びに死体収容に努力し合計約一五〇体内外の死体を撈収した。

一片救助し得た三、二〇〇名以上の人員は直に平海兵團に収容の上療具、飯服、食糧等を運給支給すると共に負傷者一多数に上つた。對しては醫藥、診療、入院等の萬全を盡した。 28 Aug. 1945 入院患者の外全救助者を舞鶴施設部に引續き同九月二日大湊施設部の勞務主任以下四名が到着した以後は舞鶴、大湊協力の上諸給與の配付其の他人事處理に遺憾なきを期した。爾後連合軍の進駐が極めて平穩に行はれつつある状況を知るや最寄の諸國の意志をひるがへして自由行動に出づるもの續出し、連合軍指示に依る歸郷の爲の計畫も速送列車一九四七年七月に米軍したものの僅かに一、〇〇〇名内外に過ぎず其の他は引續き日本に在留したか又は單獨歸郷したもののやうである。

(E)

朝鮮側との交渉折衝状況
Oct. 1945 初葉在日朝鮮人聯盟總本部委員長 [] 氏が連日次官に面談を求めて來た。成つて海軍省としての特に慎重な調査を重ねた結

果、本事件が全くの不可抗力に成る災難であること及び其の後援者
者の援助、補養及取扱は皆に人道的考慮と手続とを盡してゐる點を
明瞭となつたので朝鮮側との交渉の會談に依り續々其の状況を説明
解釋せしめると共に所要資料全部の寫を朝鮮側に供與し、更に被害
として死没者に對しては再び世に工に還元して身上取扱に際し
補養を支給することと決定し多額の金銭を準備して之が領收に配
分し、朝鮮側に安住する腹案を以て特に誠意を以て折衝を重ねた。然
るに、**氏**は本件の調査に給ふと稱して、**氏**は十二月十日に至
るに東京せず。彼の**氏**なる人物と交渉するも何等の進捗なく
準備金の支領をも拒絶された。船父の一時停泊した。
遂へて March 1946 に至り **氏**再び米初の上「日本側調査の浮
凡米船朝鮮人乗客と船主が朝鮮省に就き調査した旨數回に及んだとい
ふが、**氏**は從つて遺難者數にも日本側調査に及んだといふが、**氏**
が生ずるものと推定される。然ては日本朝鮮船父連任絶の論議

監視調査意の如く進捗しないから朝鮮現地に於ける右調査完了迄本
件の解決を猶豫ありたい旨甲入れて來た。

第二復員省は此の甲入れを了承すると共に本件の解決は相當の遅延
を見るべしとの判斷に基き準備金も一應國庫に戻した。

其の後數年を経るも朝鮮側から何等の連絡も要求もなく今日に及ん
で居るのであるが其の間朝鮮人聯盟は日本國法を以て解散を命ぜら
れたので現第二復員局業務處理部に從來の交渉相手を失うに至つた。
然しながら當部としては從らに本件の處理を遷延する意志はなくそ
の後も調査を續行し良心的な基礎資料を得且つ之に基く處理の準備
も恰も去る一月末概ね完了を見た次第である。

二 今後の日本政府の目主的な處理方針

終戦後一應内定して居た方針を骨子とし而も現下の情勢に台致せしめ
る如く若干の補正を加へたが要は日本國法の許す限り遺難者に對し有
利となる如く處理を進めることであるが此の間大体的見地に基き人道

的、政治的考慮をも拂うことと致したい。
即ち上記の觀點を基本とした具體的處理方針は概ね次の各項に準據するものであることが確認された。

(a) 人事處理

(1) 舊工には勿論のこと、遺難者中舊職採用可然者は法規の許す限り、舊職としての身分を與へ所要の身上取扱を進める。

(2) 重傷として取扱うことに決定された死歿者に對する諸給與は一般の取扱の例による。

(3) 遺骨の現場廢地に葬地復舊當とし概ね次の要領を適用する。

(1) 遺骨の採集、調査、引揚、取扱等は皆に慎重、丁寧を旨とせねばならない。

(2) 既に埋葬してゐる遺骨に對しては更に状況を調査し之を發掘保管する。

(3) 今後「サルベージ」に依り採收さるべき遺骨は重傷遺體の場合

に準じ即時收葬安置の諸手續を行う。

(4) 遺難當時の携行遺骨が確認された場合の取扱も前號に準ずる。

(5) 慰靈祭の官としては行わない。

(6) 前各號の人事取扱の當部四年有餘に亘る調査の結果作製した便乗者名簿に登錄されて居る人員に限定する。

但し今後便乗者だったことの相當有力な證據を有する者が判明した場合に更めて順重調査の上追加することがある。

(b) 朝鮮側との交渉

終戦後の交渉相手であつた朝鮮人聯盟が解消した以上日本政府として当面の相手も交渉すべき方法も無い。従つて我々は自主的に處理を進めるのであつて積極的に交渉を求めない。但し朝鮮人側からは當然何等かの意志表示がなされることを豫期し其の場合の對策として次の腹案を準備する。

(1) G.H.Q.及び朝鮮代表からの公式なものとして當然外務省が所管さ

れる事項を除き其の他は第二復員局残務処理部長自ら之を擔當する。

(2) 朝鮮側の正式代表は朝鮮代表の推薦あるもの又は朝鮮人民團の責任者でなければならぬ、夫以外の者からの申入に對しては其の性格と權限に應じ機宜善處する。

(3) 朝鮮側が舊海軍の責任を追及して賠償要求を提起しても之を否認することには出来ない。

何となれば鮮人の使乗船送は海軍の義務では無く全くの好意に基くものであり、且「避難事件」は全く不可抗力に起因したものであるからである。

(4) 使乗者の自叙に關しは、鮮兩省の調査には相當の差異があるものであるが二復として、當部調査の成果を境段階に於て最善のものとして確信するから、鮮人側の六千數百名又八千數百名などの放言に就ては特に明確な根拠を求めねばならない。

而して萬一二復の資料に修正點が確認された場合は我方は之が訂正に應ずるものとする。

(c) 其他

「サルベージャー」の進捗、遺骨の處理、人事取扱等には互いに密接な關連が生ずるものと認められるから、今後二復系に海上保安廳及現地作業會社との所要連絡に格段の努力を致す心組であると共に必要と認めた郡度及日韓の板橋及外務省に對し所要の報告を進めたい。願案である。